

## Ⅱ 室内環境測定について

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
ビル管理法該当施設	建築物における衛生的環境の確保に関する法律 (通称 ビル管理法)	建築物環境衛生管理基準

ビル管理法該当施設の空気環境測定は2ヶ月に1回以上の測定が必要です  
(新設の特定建築物の場合、1年間には毎月の測定が望ましいです)

調査対象となる場合	関連法令・省庁・協会	基準
事務所の室内環境を調べたい場合 建築・リフォーム会社、工務店 新築等の室内で めまいや息苦しさを感じた場合	建物基準法 学校保健安全法 厚生労働省	建築基準法施行令 学校環境衛生基準 室内濃度指針値

当社では、シックハウス対策に関する測定も行っています。

### シックハウス

物質	指針値		学校	住宅	事務所ビル
ホルムアルデヒド	0.08ppm	100 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○	必要なとき	○
アセトアルデヒド	0.03ppm	48 $\mu\text{g}/\text{m}^3$		必要なとき	
トルエン	0.07ppm	260 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	○	必要なとき	
キシレン	0.05ppm	200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	必要なとき	必要なとき	
エチルベンゼン	0.88ppm	3800 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	必要なとき	必要なとき	
スチレン	0.05ppm	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	必要なとき	必要なとき	
パラジクロロベンゼン	0.04ppm	240 $\mu\text{g}/\text{m}^3$	必要なとき		
テトラデカン	0.04ppm	330 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
クロルピリホス	0.07ppb	1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
(小児の場合)	0.007ppb	0.1 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
フェノブカルブ	3.8ppb	33 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
ダイアジノン	0.02ppb	0.29 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
フタル酸ジ-n-ブチル	0.02ppm	220 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
フタル酸ジ-2-エチルヘキシル	7.6ppb	120 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
ノナナール	7.0ppb	41 $\mu\text{g}/\text{m}^3$			
総揮発性有機化合物量 (TVOC)	400 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ (暫定目標値)				